

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区子ども家庭部子育て支援課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	<p><制度概要> 児童手当法に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、手当を支給する。</p> <p><事業内容> 1 受給者の資格管理に関すること(資格の認定及び喪失、変更届出の受理・確認等)。 2 手当の給付に関すること(手当額の決定及び支給・額改定・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等)。 3 国庫負担金及び都交付金に関すること。</p> <p><ぴったりサービス> マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p> <p><公金受取口座を活用した給付の実施> 手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	児童福祉システム(キリン) 中間サーバプラットフォーム、団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項並びに別表第一の56の項及び別表第一の101の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条第1～7号及び第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号並びに別表第二の74、75及び121の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条第1～2号及び第59条の4</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の26、30及び87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号及び第44条第1号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	子ども家庭部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区子ども家庭部子育て支援課 文京区春日1-16-21 03-5803-1288

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	文京区子ども家庭部子育て支援課 文京区春日1-16-21 03-5803-1288

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報 を扱う事務 ②事務の概要	追加	<子育てワンストップサービス> マイナポータルを通じて利用できるサービス検 索・電子申請機能により、届出等の書類を受 領したり、マイナポータルのお知らせ機能によ り、届出に対する結果等のお知らせを通知す る。	事前	2017/7/18以降開始
平成29年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報 を扱う事務 ③システムの 名称	児童給付システム(キリン)、中間サーバプラ ットフォーム、団体内統合宛名(中間サーバコ ネクタ)システム	児童給付システム(キリン)、中間サーバプラ ットフォーム、団体内統合宛名(中間サーバコ ネクタ)システム、サービス検索・電子申請機能	事前	2017/7/18以降開始
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	男女協働子育て支援部子育て支援課	子ども家庭部子育て支援課	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	子育て支援課長 椎名 裕治	子育て支援課 鈴木 裕佳	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求	男女協働子育て支援部子育て支援課	子ども家庭部子育て支援課	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ	男女協働子育て支援部子育て支援課	子ども家庭部子育て支援課	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成29年5月29日	II しいき値判断 1、2 いつ 時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成29年5月29日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言	文京区男女協働子育て支援部子育て支援課 は、番号制度関連事務における特定個人情報 ファイルの取扱いに当たり、(以下省略)	文京区子ども家庭部子育て支援課は、番号制 度関連事務における特定個人情報ファイルの 取扱いに当たり、(以下省略)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成30年9月13日	II しいき値判断 1、2 いつ 時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
令和2年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情 報を扱う事務 ③システムの 名称	児童給付システム(以下省略)	児童福祉システム(以下省略)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
令和2年2月10日	II しいき値判断 1、2 いつ 時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出
令和2年7月31日	II しいき値判断 1、2 いつ 時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
令和3年8月6日	I 関連情報 1. 特定個人情 報を扱う事務 ②事務の概要	<事業内容> 2. 手当の給付に関する事(手当額の決定及 び支給・額改定等)	<事業内容> 2. 手当の給付に関する事(手当額の決定及 び支給・額改定・低所得の子育て世帯生活支 援特別給付金等)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
令和3年8月6日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項 及び別表第一の56の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第44条第1～6号	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項 並びに別表第一の56の項及び別表第一の1 00の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第44条第1～6号及び第7 3条	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
令和3年8月6日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第7 号、別表第二の74、75の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第40条第1～2号 <情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第7 号、別表第二の26、30及び87の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令 第19条第1号及び第44条第1号	<情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第8 号並びに別表第二の74、75及び121の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第40条第1～2号 及び第59条の4 <情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第8 号、別表第二の26、30及び87の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令 第19条第1号及び第44条第1号	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
令和3年8月6日	II しいき値判断 1、2 いつ 時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
令和4年7月25日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項 並びに別表第一の56の項及び別表第一の1 00の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第44条第1～6号及び第7 3条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項 並びに別表第一の56の項及び別表第一の1 01の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第44条第1～6号及び第7 4条	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
令和4年7月25日	II しいき値判断 1、2 いつ 時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報 を扱う事務 ②事務の概要	追加	<公金受取口座を活用した給付の実施> 手当の支給に当たり、申請者から受取口座と して事前に登録した公金受取口座を利用する 旨の意思表示があった場合は、マイナンバー を活用した情報連携により当該口座情報を取 得する。	事前	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情 報を扱う事務 ②事務の概要	子育てワンストップサービス	びったりサービス	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和5年9月20日	II しきい値判断 1、2 いつ 時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求	※ 利用停止請求とは、文京区個人情報保護 条例においては、「削除請求」及び「利用中止 請求」をいいます。	削除	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項 及び別表第一の56の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第44条第1～6号及び第7 4条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項 及び別表第一の56の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第一の主務省令で定める事 務を定める命令 第44条第1～7号及び第7 4条	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出